

2015年（平成27年）9月18日

建設業者のみなさまへ

福山市長  
（建設局建設管理部契約課）  
（建設局建設管理部技術検査課）

「施工体制台帳・施工体系図」作成に関わる関係者への通知義務について（お知らせ）

2015年（平成27年）4月1日以降に契約を締結する工事については、下請負がある場合は施工体制台帳の作成及び写しの提出、並びに施工体系図の掲示が必要となっていますが、併せて、下請負人が再下請を行ったときは、元請負人に対し再下請負通知を行わなければならない旨を下請負人へ書面で通知するとともに、現場内の見やすい場所に掲示する必要があります。（建設業法施行規則第14条の3（下請負人に対する通知等））

つきましては、次の文例等を参考にして適切に対応していただくとともに、下請負人への周知をお願いします。

引き続き、本市発注工事について、法令順守に努めていただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 文例①下請負人への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

- ① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号                      ○○建設(株)  
再下請負通知書の提出場所            ○○工事現場事務所

#### 文例②現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、○○工事現場事務所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

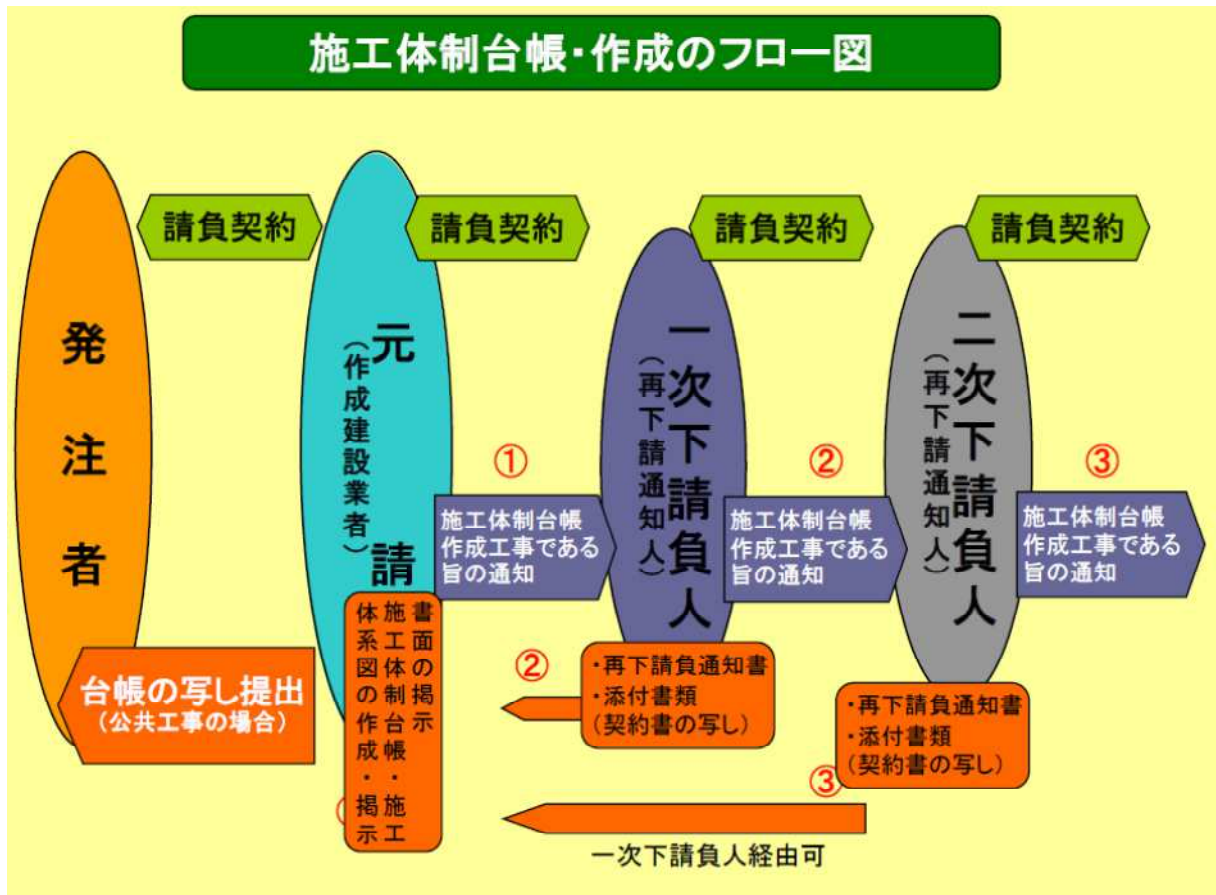
一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

○○建設(株)

なお、福山市ホームページの技術検査課へ「現場に掲げる標識等について」の修正版を掲載しておりますので参考にして下さい。

【参考】

国土交通省中国地方整備局「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」から



建設業法施行規則 (抜粋)

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の七第二項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所